

## 佐渡市と三条市立大学及び佐渡工業会との連携に関する協定書

佐渡市(以下「甲」という。)、公立大学法人三条市立大学(以下「乙」という。)及び佐渡工業会(以下「丙」という。)は、次のとおり連携協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が連携のもと、相互に協力し、工業を中心とした産業発展及び人材育成において寄与することを目的とする。

### (連携及び協力事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し、協力するものとする。

- (1) 産学連携実習に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) インキュベーション施設の活用に関すること。
- (4) 教職員の交流に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要と判断した事項

### (連携体制)

第3条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整担当窓口を定め、必要に応じて協議又は意見交換を実施するものとする。

### (有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了日の3カ月前までに、甲、乙又は丙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (秘密保持)

第5条 甲、乙及び丙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方秘密情報を、本協定以外の目的で使用し、又は正当な理由なく第三者に開示し、漏洩し、若しくは使用させてはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 相手方から知得した時点で既に保有していた情報
- (2) 相手方から知得した後、秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (3) 相手方から知得した情報とは無関係に独自に開発又は知得した情報
- (4) 相手方から知得した時点で既に公知となっていた情報

(5) 相手方から知得した後、受領者の責に帰さない事由により公知となった情報

2 本条は、本協定終了後もなお効力を有する。

### (個人情報保護)

第6条 甲、乙及び丙は、本協定の実施を通じて知り得た相手方が保有する個人情報について、第三者に提供しないとともに、本協定の実施に必要な範囲を超えて利用し、提供し、又は複製しない。

2 本条は、本協定終了後もなお効力を有する。

### (中途解約)

第7条 甲、乙又は丙は、協定期間の満了前であっても、3カ月前までに相手方に書面で通知することにより、本協定を解約することができる。

### (協議)

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ署名の上で各々1通を保有する。

令和5年9月28日

甲 新潟県佐渡市千種232番地  
佐渡市長

佐渡市長  


乙 新潟県三条市上須頃5002番地5  
公立大学法人三条市立大学理事長

三条市立大学理事長  


丙 新潟県佐渡市吉岡1681番地  
佐渡工業会長

佐渡工業会長  
